

多産者同胞出産力調査の施行

本研究所に於ては前年度神奈川縣に於ける多産子女育成功勞被褒賞者に就き實施せる多産者家系調査中第一調査に引續き、更に第二調査として「多産者同胞出産力調査」を施行することに決定したが、右兩次調査の要綱を掲ぐれば次の如くその調査票は別掲の如くである。

多産者家系調査要綱

一、調査目的

本調査は多産者の家系を調査し、多産の遺傳するや否やの事實を明かにし以て人口政策の基礎資料の一となすため實施するものなり。

二、調査客體

昭和十四年五月神奈川縣に於て行ひたる多産子女有する婦人) 九九三名に就き調査す。

三、調査方法

(A) 第一調査

神奈川縣警察部に依頼し前記九九三名の婦人に別添の調査票を配布し調査事項を記入せしむ。

調査項目

(一) 夫妻に關する調査事項

イ 現住所
ロ 本籍地
ハ 氏名
ニ 職業

ホ 出生年月日

ヘ 婚姻年月日	ニ 配偶者死亡せるものなるときはその年月日
ト 初婚再婚ノ別	ホ 初婚再婚の別
チ 死亡の場合の年月日	リ 同胞數
(一) 夫妻の父母に關する調査事項	(二) 子供に關する調査事項
イ 夫の父母の同棲期間	イ 男女別の子供數
ロ 妻の父母の同棲期間	ロ 右の内死亡者の數
(三) 子供に關する調査事項	多産者同胞出産力調査要綱 (多産者家系調査中第二調査)
イ 出生順位	
ロ 性別	
ハ 出生年月日	
ニ 死亡の場合の年月日(數×年)	
ホ 配偶者の有無	
ヘ 配偶者の年齢(數×年)	
ト 婚姻年月日	
チ 子供の數	
(四) 夫妻の同胞(現在生存)と配偶者を有する者に關する調査事項	一、調査の客體 昭和十五年九月神奈川縣に於ける多産子女育成功勞被褒賞者に就き實施せる多産者家系調査中第一調査(別添多産者家系調査要綱參照)に引續き多産者同胞の出産力を調査し、我が國人口政策に關する基礎資料たらしめんとす。
(五) 夫妻の同胞(現在生存)と配偶者を有する者に關する調査事項	二、調査の方法 同胞約四、三〇〇名(その住所氏名は第一調査により調査済)を調査の客體とす。
(六) 夫妻の同胞(現在生存)と配偶者を有する者に關する調査事項	神奈川縣施行の多産子女育成功勞被褒賞者の方
(七) 夫妻の同胞(現在生存)と配偶者を有する者に關する調査事項	調査の客體を神奈川縣内在住者と同縣外在住者とに二分し、各左記の方法により調査す。
(八) 夫妻の同胞(現在生存)と配偶者を有する者に關する調査事項	1 縣内在住者の場合 神奈川縣内在住多産者同胞約三、三〇〇名に關しては、神奈川縣警察部に依頼し之と協同調査の形式により施行す。
(九) 夫妻に關する事項	而して別紙A號の如き調査票を本研究所より被調査者に對し直接送付し調査事項を記入せしめたる上九月一日迄に之を最寄の巡査派出所又は駐在所に提出せしめ神奈川縣警察部に之が蒐集方を依頼す。
(十) 夫妻に關する事項	縣外在住者の場合
(十一) 夫妻に關する事項	縣外在住多産者同胞約一、〇〇〇名に關しては

問合せ調査の形式により施行す。即ち別紙B號の如き調査票を本研究所より被調査者に對し直接送付し調査事項を記入せしめたる上九月五日迄に同一封の返送用封筒により返送せしむ。

三、調査ノ事項

(1) 夫妻に關する調査事項

- 1 氏名
- 2 出生の年月
- 3 職業
- 4 初婚再婚の別
- 5 事實上の婚姻年月
- 6 死亡の場合の年月

(2) 出生兒に關する調査事項

- 1 出生の順位
- 2 男女の別
- 3 出生の年月
- 4 死亡の場合の年月

労働母性の不妊並死流産調査の施行

高度國防國家建設に伴ふ女子の産業戰線への需要は感、強化されむとするの傾向あり而して之が將來の母性的活動殊に母性労働の姉妹、産褥、哺育等に及ぼす影響は頗る重大にして近時母性労務者にして不妊又は死流早産の多きを聞くは憂慮に堪へざる所である。仍て本研究所に於ては我が國人口政策の一部たる母性労務者保護對策樹立の基礎資料たらしむるため「労働母性の不妊並死流産調査」を實施することに決定したが、其の調査要綱を掲ぐれば次の如くその調査票を示せば別掲の如くである。

〔多產者家系調査表裏面〕

記入上ノ注意（インキ又ハ墨デ 書イテ下サイ）

(一) 夫妻ニ關スル調査事項

イ、「職業」ハ出來ルダケ詳シク書イテ下サイ

例へバ農業（地主、自作、自小作、小作、小作及ビ時

時日儲等ノ別）、青物商、魚行商、土木工事請負等

ロ、「農業ノ場合ハ耕作反數」

現在田畠ヲ耕作シテキル場合ハ反未滿ヲ切り捨

テ何町何反ト記入シテ下サイ

ハ、「夫妻ノ平均月收」

夫妻ノ收入ヲ合計シタ月額平均ノ金額ヲ圓未滿

ヲ切り捨て、書イテ下サイ

ニ、「初婚、再婚ノ別」

初婚者ハ「初婚」ニ再婚者ハ「再婚」ニ○ヲ書イテ
下サイ

ホ、「夫ノ同胞數」ハ夫ト同ジ父母カラ生レタ兄
弟姉妹ヲ全部數ヘテ下サイ

夫自身モ死ンダ者モ（生レテ直グ死ンダ者モ）數

ノ中ニ加ヘテ下サイ

父又ハ母ノ異ル同胞、養子等ハ數ヘナイデ下サ

イ「妻ノ同胞數」モ同様記入シテ下サイ

二、夫妻ノ父母ニ關スル調査事項

イ、「夫ノ父母ノ同棲期間」

(二) 子供ニ關スル調査事項

夫ノ父母ガ結婚シテカラ一方ガ死亡シタ時迄ノ年數ヲ書イテ下サイ、兩方トモ生存シテキル場合ハ結婚シテカラ現在ニ至ル迄ノ年數ヲ記入シテ下サイ、又、離婚シタ場合ハ結婚後離婚ノ時ニ至ル迄ノ年數ヲ書イテ下サイ

ロ、「妻ノ父母ノ同棲期間」

(三) 右ト同様ニ記入シテ下サイ

イ、父母ノ間ノ實子全部ニ就テ記入シテ下サイ、生レテ直グ死ンダ子供モ書イテ下サイ、先妻ノ子、連子、父又ハ母ノ異ル子供ハ書カナイデ下

サイ

ロ、男ハ「男」ニ女ハ「女」ニ○ヲ書イテ下サイ

ハ、子供ノ中デ結婚シタ者ハ「配偶者ノ有無」ノ欄

ノ「有」ニ○ヲ書キマダ結婚シナイ者ハ「無」ニ○

ヲ書イテ下サイ

ニ、子供ガ結婚シテ子供ヲ生ソデキル場合ハソノ

數ヲ書イテ下サイ、生レテ直グ死ンダ子供モ加

ヘテ下サイ

(四) 夫ノ同胞ニ關スル調査事項

夫ノ同胞ノ中デ現ニ生キテキテ而モ配偶ヲ有

スル者ニ就テ姓名、年齢（數ヘ年）現住所ヲ書イ

テ下サイ、父又ハ母ノ異ル同胞ハ書カナイデ下

サイ

(五) 妻ノ同胞ニ關スル調査事項

右ト同様記入シテ下サイ